

保発0424第1号
平成25年4月24日

都道府県知事
地方厚生(支)局長

} 殿

厚生労働省保険局長

(公印省略)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準の一部改正について(通知)

柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準については、「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」(昭和33年9月30日付保発第64号)により実施しているところであるが、今般、算定基準の一部を下記のとおり改正し、本年5月1日以降の施術分から適用することとしたので、関係者に対して周知徹底を図るとともに、その取扱いに遺漏のないよう御配慮願いたい。

記

(1) 初検料及び再検料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の初検、往療及び再検に係る表中「1. 初検料 1,240円」を「1. 初検料 1,335円」に、「4. 再検料 270円」を「4. 再検料 295円」に改める。

(2) 打撲及び捻挫の施療料及び後療料について

「柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準」の別紙の打撲及び捻挫に係る表中「1. 打撲 740円」を「1. 打撲 760円」に、「2. 捻挫 740円」を「2. 捻挫 760円」に、「後療料 500円」を「後療料 505円」に改める。

(3) 備考3. について

備考3. 中「100分の70」を「100分の60」に改める。



○柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準 新旧対照表

	新	旧
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準		
初検、往療及び再検		初検、往療及び再検
1. 初 検 料	1,335円	1. 初 検 料 1,240円
2. 初検時相談支援料	50円	2. 初検時相談支援料 50円
3. 往 療 料	1,860円	3. 往 療 料 1,860円
4. 再 検 料	295円	4. 再 検 料 270円
打撲及び捻挫	施療料	打撲及び捻挫
1. 打 撲	760円	1. 打 撲 740円
2. 捻 挫	760円	2. 捻 挫 740円
後療料		後療料
		500円
備考 1. ~2. (略)		
3. 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の <u>100分の60</u> に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。		
4. ~7. (略)		
備考 1. ~2. (略)		
3. 施術部位が3部位以上の場合は、後療料、温罨法料、冷罨法料及び電療料について3部位目は所定料金の <u>100分の70</u> に相当する額により算定する。なお、4部位目以降に係る費用については、3部位目までの料金に含まれる。		
4. ~7. (略)		
柔道整復師の施術に係る療養費の算定基準		